

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

矢板市長

市町村名 (市町村コード)	栃木県矢板市 (09211)	
地域名 (地域内農業集落名)	木幡地区 (木幡)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月29日 (第3回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地区内の耕地面積126.9haの大半を担い手等による作付けでカバーできる見通しであるが、将来を見据えて担い手への更なる農地集積・集約化を進める必要がある。
水田作付面積:主食用米98ha、麦1ha、飼料用米21ha、そば30.2ha、園芸作物(かんしょ、さといも、とまと、いちごほか)1.9ha、保全管理6.8ha ほか

(2) 地域における農業の将来の在り方

主要作物は水稲とし、耕作不利地はそばを作付けし、スマート農業を取り入れて土地利用型作物を効率よく栽培及び収穫する。地域内・外からの認定農業者等も受け入れ、集約化を進めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	126.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	126.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域内の農地を、農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地バンクへの貸し付けを進めつつ、担い手への集積集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障のない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
後継者がいない等の理由により農地に関する相談があった際は、中間管理機構の活用を促進し、担い手への貸付けを進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
地区内それぞれの実情により必要に応じて関連事業・制度等の活用を検討し、担い手等が耕作しやすい環境づくりを進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
担い手が安心して営農できるよう各種事業の活用を視野に入れて有害獣被害への対策を講じる。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
航空散布、カントリーの利用、グリーンさくら

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input checked="" type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ②カバークロープ
- ③GPS付き農業機械導入
- ⑥補助金要請
- ⑦農地水・多面
- ⑧刈り上げ・乾燥を大きい施設所有者へ作業委託
- ⑨たい肥と藁の交換